

熊谷市中小企業SDGｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付要綱

令和6年4月8日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の企業価値の向上と稼ぐ力の強化を支援するため、SDGｓ経営とジギョケイの策定に取り組む市内中小企業者に対し、市が、予算の範囲内において、熊谷市中小企業SDGｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 埼玉県SDGｓパートナー 埼玉県SDGｓパートナー登録制度実施要綱第2条第1項第2号の登録企業をいう。
- (3) ジギョケイ 法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。

(交付要件)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 埼玉県SDGｓパートナーとして登録されていること。
- (4) ジギョケイを策定し、又は変更し、経済産業大臣の認定を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与している事業者には該当しないこと。
- (6) その他法令及び公序良俗に反していないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、一事業者に対し15万円とし、1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、熊谷市中小企業SDGｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければ

ならない。

- (1) 埼玉県SDGsパートナー登録証の写し
- (2) ジギョケイの認定書の写し
- (3) 振込先口座の通帳の写し（個人事業主は申請者名義、法人は法人名義で、銀行名、支店名、名義人及び口座番号のわかるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、奨励金の交付の可否を決定し、熊谷市中小企業SDGs経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）又は熊谷市中小企業SDGs経営・ジギョケイ策定支援奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知しなければならない。
（決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定（以下この条において「交付決定」という。）を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市中小企業SDGs経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付決定取消等通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の通知書により奨励金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該交付金を返還しなければならない。
（報告の聴取等）

第8条 市長は、奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、関係者に対し報告を求め、又は帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定により報告を求められ、又は帳簿、書類等を調査された者は、これに協力しなければならない。
（書類の整備等）

第9条 交付決定者は、奨励金の交付に係る関係書類を整備し、当該奨励金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（アンケート等への協力）

第10条 市長は、交付決定者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第6条の規定により奨励金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和7年4月15日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。